

(16) 財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会給与等状況報告書

1 職員給与費の状況 (平成19年度)

給 与 費	3,725 千円
-------	----------

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員の初任給の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考			
事務職	<table border="1"> <tr> <td>大学卒</td> <td rowspan="2">職員給与規程 第10条 基本給は本人の満年齢、学歴、能力、経歴等を参酌して理事長が定める。</td> </tr> <tr> <td>高校卒</td> </tr> </table>	大学卒	職員給与規程 第10条 基本給は本人の満年齢、学歴、能力、経歴等を参酌して理事長が定める。	高校卒	
大学卒	職員給与規程 第10条 基本給は本人の満年齢、学歴、能力、経歴等を参酌して理事長が定める。				
高校卒					

5 職員手当の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	内 容												
期末手当 勤勉手当	<p>(支給割合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月期</td> <td>1.4 月分</td> <td>- 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.5 月分</td> <td>- 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.9 月分</td> <td>- 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有</p> <p>(平成19年度実績) 1人当たり平均支給額 657,170円</p>	区分	期末手当	勤勉手当	7月期	1.4 月分	- 月分	12月期	1.5 月分	- 月分	計	2.9 月分	- 月分
区分	期末手当	勤勉手当											
7月期	1.4 月分	- 月分											
12月期	1.5 月分	- 月分											
計	2.9 月分	- 月分											
退職手当	<p>(支給率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己都合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>32 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>45 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>70 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続40年</td> <td>80 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(その他の加算措置) 制度なし</p> <p>(平成19年度実績) 該当なし</p>	区分	自己都合	勤続20年	32 月分	勤続25年	45 月分	勤続35年	70 月分	勤続40年	80 月分		
区分	自己都合												
勤続20年	32 月分												
勤続25年	45 月分												
勤続35年	70 月分												
勤続40年	80 月分												
時間外勤務 手当	(平成19年度実績) 該当なし												

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	制度なし	
扶 養 手 当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	職員給与規程 第14条 家族手当は主としてその職員の収入によって生計を維持する扶養家族について、次の基準により支給する。	
		配偶者	2,500 円
		18歳未満及び在学中の子のうち 第1順位 第2順位 その他1人につき	1,500 円 1,500 円 1,000 円
		満60才以上の父母及び祖父母、満18才未満の孫及び弟妹1人につき	1,500 円
		心身に重い障害を有する家族1人につき	1,500 円
(平成19年度実績) 該当なし			
住 居 手 当	住宅を借り受け月額 - 円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	職員給与規程 第20条 住居手当は理事長が必要と認めた場合は、支給することができる。	
		(平成19年度実績) 1人当たり平均支給月額 29,170円	
通 勤 手 当	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	職員給与規程 第16条 通勤手当は通勤に鉄道及びバスを利用する職員で1ヶ月定期料金の合計額が2,800円を超える場合その差額を支給する。 第17条 通勤区間は勤務地より居住地までの最寄りの駅あるいは停留所を基点とし、鉄道、バスの併行線のあるときはいずれか低料金を基準とする。 但し、通勤の事情により理事長の許可をえた場合はこのかぎりではない。 第18条 通勤手当の認定は届出によるものとし、事項発生の日から消滅の月まで支給する。	
		(平成19年度実績) 該当なし	
6 役員の報酬等の状況(平成20年4月1日現在) 制度なし			